

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国において、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。

その後、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づき平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市においては、これまで「刈谷市エンゼルプラン」（平成13年3月策定）、「刈谷市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成17年3月策定）、「刈谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22年3月策定）、「刈谷市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、様々な子育て・子育て支援を推進してきました。

計画を推進するなかで、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

平成30年度に実施した市民ニーズ調査の結果では、子育て家庭の母親の就労率が5年前に比べて上がっており、就労意欲も高くなっています。教育・保育サービスの充実を求める声も高いものであったことから、地域における子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、子育て家庭が仕事と子育てを両立するための環境を整備することが求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、「第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



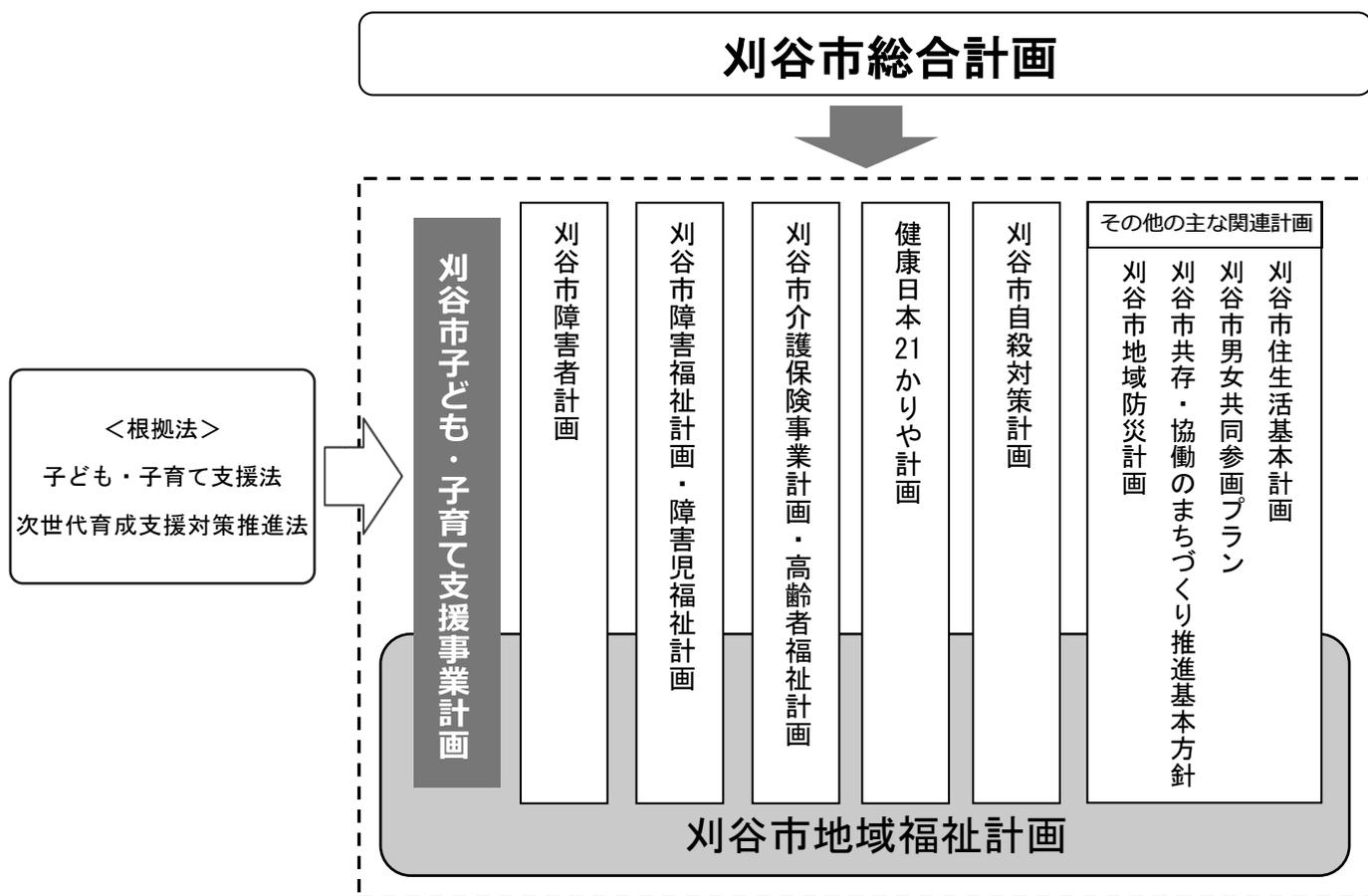
刈谷駅南口周辺

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、子育て支援とその対策をとりまとめたもので、この計画に基づき各種事業を実施します。

また、「子ども・子育て支援法」と併せて、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に規定される「市町村行動計画」としての位置付けも担っており、幅広く本市の子ども・子育てのための施策を推進していきます。

なお、市の最上位計画である「刈谷市総合計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
第 1 期子ども・子育て支援事業計画									
					第 2 期子ども・子育て支援事業計画				